

加倉第二区自治会会則

(目 的)

第1条 この会は区域内住民相互の協力と親睦を図ると共に住民の共同福祉を増進することをもって目的とする。

(会の名称)

第2条 この会は加倉第二区自治会と称する。

(組 織)

第3条 この会は加倉第二区自治会内に居住する者をもって組織する。

(事務所の位置)

第4条 この会の事務所は自治会長宅に置く。

(事 業)

第5条 この会は第1条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

- 1 区役所と住民の連絡に関する事。
 - 2 祭礼慶弔に関する事。
 - 3 保健衛生に関する事。
 - 4 公共、その他の寄付金募金に関する事。
 - 5 共同福祉の増進に関する事。
 - 6 その他目的達成に必要とする事。
- 2項 この会は、常日ごろから防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合において、災害の応急対策の万全を期して地域の秩序の維持と住民福祉を確保するため「自主防災会」を別に組織する。

(地区・班)

第6条 この会は自治会内を第1地区（加倉1丁目・西原台）、第2地区（加倉4丁目）、第3地区（加倉2・3丁目）に分け、その下に班を設ける。

(班 長)

第7条 各班に班長を置く。
2 班長は班員の中から互選する。

(班長の任務)

第8条 班長は班内諸般の事務を担当し会長との連絡に当たる。

(役員)

第9条 この会に下記の役員を置く。

| | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 会計 | 2名 |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、会計、監事は班長会議において選出し、総会において承認を求める。

2 この会には、顧問をおく事ができる。

(役員の仕事)

第11条 会長は会務を統轄し会を代表し会議を運営する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は会の会計を監査する。

4 会計は会の会計を掌る。

5 役員は重要事項を協議し、事業計画等を立案する。

(役員の任期)

第12条 役員の仕事は2年とし再選は妨げない。但し、補欠により就任した者は前任者の残任期間とする。

(役員手当)

第13条 第9条に指名する役員には役員手当を支給する。その額は役員会で決める。

(会議)

第14条 この会の会議は、総会、臨時総会、班長会議、役員会とする。但し、班長会議をもって総会に代えることができる。

2 班長会議は年2回、9月・3月に開催する。

(会議の招集)

第15条 会議は会長がこれを招集する。

定期総会は、毎年4月に招集する。

臨時総会は、役員会において必要と認めるとき又は会員の半数以上の要求があったときこれを開く。

(会議に付議すべき事項)

第16条 会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

総会、予算の議決、決算の承認、会則の改廃、その他必要な事項、役員会、事業の計画立案及び会の運営方法、その他必要事項

(別紙1)

- 第17条 会議の議事は2分の1以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。
可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第18条 この会の経費は、会費、簡易保険手数料、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第19条 会費は、役員会の議を経て決定し、各班長が徴収の上所定の期日まで会計に納入するものとする。
- 2 役員会において、特別の事由ありと認めたものは会費を減免することができる。

(会計年度)

- 第20条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算の報告)

- 第21条 会計は年度終了後直ちに前年度の収支決算書を作り、監事の審査を経てこれを総会に報告承認を求めるものとする。

(帳簿)

- 第22条 この会は、下の帳簿を備えるものとする。
- 1 会員名簿
 - 2 会費徴収簿
 - 3 金銭出納簿
 - 4 備品台帳簿
 - 5 議事録

(その他)

- 第23条 この会則に定めるものの外必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

附則

この会則は、平成8年3月31日から施行する。

この会則は、平成9年11月16日一部改正

この会則は、平成12年3月26日一部改正

この会則は、平成16年8月18日一部改正

この会則は、平成20年4月13日一部改正

(第5条2項)

この会則は、平成23年4月3日一部改正

(第6条)

この会則は、平成26年4月27日一部改正

(第11条)